

様式第5号（第6条関係）

橿原市入札監視委員会議事概要書

開催日及び場所	平成26年度 第13回 橿原市入札監視委員会 平成26年8月19日（火） 於. 橿原市役所 本館3階 第2会議室	
出席委員	委員長 川上 勇 委員 安田 武功 事務局 総務部長、検査技監、 会計課技術検査室長、 財産契約課主幹、財産契約課長補佐 技術検査室長補佐2名 他2名 (欠席) 委員 村井 柁文 総務部副部長（財産契約課長事務取扱）	
審議対象期間	平成25年10月1日～平成26年3月31日	
抽出案件	総件数 10件	(備考) 期間内入札等件数 総件数 76件
事後審査型条件付き 一般競争入札	6件	事後審査型条件付き一般競争入札 54件
指名競争入札	2件	指名競争入札 19件
総合評価落札方式	0件	総合評価落札方式 0件
プロポーザル方式	1件	プロポーザル方式 2件
随意契約	1件	随意契約 1件
条件付き 一般競争入札	0件	条件付き一般競争入札 0件
設計施工方式	0件	設計施工方式 0件
委員からの意見・質問、 それらに対する回答等	意見・質問	回 答
	別紙のとおり	
委員会による意見具申 又は勧告の内容	特になし	

【別紙】

委員からの意見・質問	市の回答
<入札及び随意契約の執行状況について>	
特になし	
<抽出案件の参加資格設定及び業者の指名・選定理由について>	
抽出事案全般について	
<p>入札書未到着とあるが、これはどういったものか。また、入札書未到着の取扱について、説明をされたい。</p> <p>未到着の理由として、入札書作成のために十分な期間をとっていないということはないか。</p> <p>未到着の理由について、聞き取りをされたい。</p>	<p>入札書未到着は、入札書の到着期限（開札日前日）までに入札書が到着しないもので、単純に失念していたのか、入札を辞退したいという意味はあったが届けの提出がなかったのか、詳細の聞き取りはしていない。</p> <p>入札参加資格の通知を行った後、最低でも一週間以上の期間を設けているので、時間的な問題はないと考える。</p> <p>確認できるものに関しては、聞き取りを実施していく。</p>
<p>各工事の対象業者数に対して、参加業者数が少ないように思われる。そういった状況で、公正性・競争性があると判断できるのか。</p> <p>円滑な事業の執行を考えれば、入札に中止、再発注ということは難しいのか。</p> <p>第三者から疑義が生じないよう適切な対応をされたい。</p>	<p>橿原市では、入札参加者が他者の参加がないことを認識していなければ、競った形で入札に臨むため、参加が1者であっても競争性は発揮されていると判断し、1者入札は成立するとしている。そういった考え方から、参加業者数で入札の成立、不成立を決定しない。</p> <p>参加者がいない場合とは異なり、1者でも参加の意思を示している中で中止、再発注というのは難しい。今年度も入札辞退による1者入札はあったが聞き取り等を行い、公正性には十分に配慮している。</p>
<p>いくつかの事案で工期変更となっているが、事案によっては、やむ得ない事情もあると思われるが、当初から適正な工期を設定すべきではないか。</p>	<p>予算執行（工事発注）については、計画的に遅滞なく執行するように指導をしているところであるが、事案によっては、やむ得ないものもある。</p>
抽出事案1〔新沢千塚古墳群公園（北群）整備工事（1工区）〕について	
<p>当該案件の開札録では、「落札外（低）」となっているものが多数あり、有効な入札者が2者となっている。この状態で競争性があると判断できるのか。</p>	<p>当該案件については、最低制限価格算出割合が97.56%と高い数値が出たため多数の参加者が「落札外（低）」となってしまった。この事象については、最低制限価格の変動制を採用しているため、やむ得ない。</p>
<p>最低制限価格算出割合の上限を引き下げる等、現行の94.00%から97.99%の範囲の見直しを行ってはどうか。</p>	

委員からの意見・質問	市の回答
抽出事案 7〔新沢千塚古墳群公園（北群）整備工事（2工区）〕について	
抽出事案説明書の入札参加資格の項目で檀原市内本店業者、檀原市内準本店業者、奈良県内準本店業者、県外業者となっているが、県内業者に対象となるような業者はないのか。	施工能力、施工実績等から指名業者を決定しており、檀原市登録の県内業者の中では、ほ装工事について、施工能力及び施工実績が確認出来ている業者はなかった。
県内業者に檀原市に登録するよう促していく必要があると思われる。	
抽出事案 9〔平成25年度 檀原市内史跡・名勝保存管理計画策定業務委託〕について	
平成24年度にも、今回の発注に関連した、「平成24年度 檀原市内史跡・名勝保存管理計画策定業務委託」という発注があったが、その際に契約した業者は参加していたか。	参加はしていた。また、その業者を特定し、契約に至っている。
「指名型プロポーザル方式による随意契約結果および内容」というものがあるが、以前から指摘しているが、プロポーザル方式は随意契約ではない。価格競争による入札であってもプロポーザル方式であっても最終的に契約するのは、単一の業者であり、契約の相手方を決定する過程の一つにプロポーザル方式という分類があるのであって、随意契約とするべきではない。	指摘のとおり、改める。
抽出事案 10〔真菅駅南周辺整備事業に伴う測量業務委託〕について	
当該案件については、近畿日本鉄道㈱の指定する業者でないといけなくなっているが、当該鉄道事業者に監督要請をするなどして、一般の業者も広く入札に参加できるようにはできないのか。	鉄道用地内の作業（工事等）については、発注者と鉄道事業者の間で作業（工事）中の安全確保のため、協定書又は覚書を交わすよう国土交通省から指針がだされている。当該案件においても協定書が交わされており、その協定書の中に「本作業の元請業者は、鉄道用地内測量となるため、当社の定める安全管理体制（当社資格認定を受けた元請現場監督者、列車監視員の配置等）をとることのできる当社協力業者としてください。」とある。近畿日本鉄道㈱の協力業者のうち測量業者は、今回、契約相手方となった1者のみであったため、随意契約となった。
<建設工事種別の発注統計について>	
今回、随意契約で落札率100%という案件が1件もなく、改善されていると感じられる。	
<工事成績について>	
特になし	

委員からの意見・質問	市の回答
<入札参加資格停止措置の運用状況について>	
特になし	
<その他報告事項について>	
① 入札制度の改正について	
特になし	
② 電子入札の運用状況について	
電子入札については、トラブル無く運用できているか。	特にトラブル等はない。
<次回の開催について>	
次回の当委員会は、平成27年1月の開催を予定している。	